



題字は斎藤邦吉先生書

発行所 昭和48年3月14日 厚生省環第171号認可 全国環境整備事業協同組合連合会 103-0027 東京都中央区日本橋2-9-1 竹一ビル4階 TEL (03) 3272-9939 FAX (03) 3272-9938

環境整備事業関係広報紙 【3月号】 本紙は一般廃棄物・浄化槽保守点検清掃・産業廃棄物等の取扱業者による全国団体の広報紙です。 会員・関係企業・官公庁・地方公共団体に頒布しております。

目次

- 1面...第5回理事会・新年懇親会開く
2面...新年懇親会に与野党から来賓
3〜6面...人口減少テーマにパネルディスカッション(下)

全国環整連

第46回全国大会・奈良開催へ準備進める

令和元年第5回理事会・新年懇親会開く

全国環整連は1月23日、東京・一ツ橋の如水会館で令和元年度第5回理事会ならびに新年懇親会を開催した(写真)。理事会では各委員会、部会の活動報告を承認するとともに、第46回全国大会(奈良)開催に向けた準備会議の状況を報告した。また適正処理推進副会長に、新たに宮原靖明氏を任命した。



冒頭で玉川福和会長は、なっており、その制度設計「今年4月1日に改正浄化槽法も徐々に明らかになってきた。先日も環境省と協議したところだが、浄化槽の維持管理にも踏み込んだ形になっている。基本的には全国環整連の目指す維持管理システムが具体化しつつあるという感覚を持つていて、改めて説明すると、私たちの業務は単純労働ではなく、浄化槽の放流水質を良好に保つという点。誰にでもできる単純労働ではなく、水処理業者として確実に前進してまいりたい」と挨拶した。

また議事に先立ち、適正処理推進副会長に宮原靖明氏を任命することが発表され、玉川会長から宮原氏に辞令が手渡された。この後の第1号議案では、各委員会等からの活動報告が行われ、財務報告は11・12月の収支一覽、旅費補助・旅費・宿泊費の都道府県支払明細、組合別賦課金入金状況を説明した。合理化適正委員会は、12月の活動内容と、環境省に提出した「改正浄化槽法の施行に向けた省令改正の要望書」を報告した。また昨年2月19日に、岐阜県が県内関係者に通知した「使用が廃止された浄化槽内の汚泥等の適正処理」について情報提供した。

水処理委員会は、改正浄化槽法の施行に向けた環境省の検討状況などを報告し、特に都道府県に整備が義務化される浄化槽台帳については、全国環整連の要望やパブリックコメントを受け、記載事項に浄化槽清掃前点検に係る項目が追加されたこと説明した。浄化槽台帳に「清掃の実施状況」として、清掃実施日、清掃業者名、さらに清掃前点検による臭気や透視度、堆積汚泥厚、スラム厚等の水質関連情報を含む清掃記録を残すよう、省令で規定される。循環資源委員会は、11月27日開催された第11回

新年懇親会に国会・行政から来賓

より良い日本の環境づくりへ一致協力

12月で開催してきた担当責任会議の概要を報告した。仙台市や福岡市、また新規許可に係る現地確認

認の経過を説明した。広報・編集委員会は、第45回全国大会(東京)で実施したパネルディスカッションのホームページへの概要掲載や、ホームページの各種更新状況、広報環整連の発行状況を報告した。青年部会は、他の委員会への参画状況や、第46回全国大会(奈良)に向けた活動委員会を組織した。

全国環整連の令和元年を振り返ると、引続き午後6時から新年懇親会を開催した。関係団体から多数の来賓出席があったほか、国会から自民党の原田義昭衆議院議員、公明党の石田祝稔衆議院議員、立憲民主党の枝野幸男代表、国民民主党の玉木雄一郎代表など多くの与野党議員が駆けつけた。冒頭で玉川会長は、「今の国会は極めてよろしくない状況が続いている。世界で一番優秀と言

いう重い役をいただき、そのあとは皆さまから注目されている小泉進次郎氏が引き続きいる。まだまだ若く、経験もこれからだが、必ずや日本の環境をより良くしていただけると考えている。この水処理の分野は解決すべき課題も多いが、皆さまとともにこの国を引っ張り、新しい世の中を築き上げてまいりたい」と挨拶した。

また公明党の江田康幸衆議院議員は「昨年は単独処理浄化槽の台帳転換、そして皆さまが取り組まされてきた台帳整備を解決すべく、浄化槽法の改正を実現した。新たな予算も組まれたところで、私も組まれたところで、私もともしても国会の審議にしっかりと向き合ってまいりたい」と浄化槽の課題解決に意欲を見せた。立憲民主党の枝野幸男代表は「皆さまはそれぞれ地域で一般廃棄物の処理に尽力していただいていることに感謝申し上げます。今は冬、夜明けが最も寒いですが、寒い時期を超えようと暖かくなってくる。日本の社会、平成の30年間という厳しいなかを耐えて来たが、間もなく夜明けを迎えることを願っています。この新年、思いで政治の世界でも頑張りたい」と祝辞を述べた。国民民主党の玉木雄一郎代表は、「さまざまな課題がある中、なかなか安倍総理に正面から答えていただけたい。これから予算委員会が開かれる中、しっかりと回答を求めていきたい。合流の協議がスムーズに行かずご心配をおかけしているところもあるかと思うが、新しい潮流を生み出し、緊張感のある政治を行っていくスタートの抱負を述べた。乾杯の発声は立憲民主党の川内博史衆議院議員が務め、全国環整連の杯を掲げた(この他の出席者は2面)。



原田義昭衆議院議員 (前環境大臣、自民)



江田康幸衆議院議員 (公明)



枝野幸男党代表 (立憲民主)



玉木雄一郎党代表 (国民民主)



来賓を前にあいさつする玉川会長(上、左)



武村展英衆議院議員  
(自民)



菅家一郎衆議院議員  
(自民)



秋葉賢也衆議院議員  
(自民)



後藤田正純衆議院議員  
(自民)



横光克彦衆議院議員  
(立憲民主)



山本博司参議院議員  
(公明)



石田祝稔衆議院議員  
(公明)



鈴木貴子衆議院議員  
(自民)



福山哲郎参議院議員  
(立憲民主)



川内博史衆議院議員  
(立憲民主)



末松義規衆議院議員  
(立憲民主)



生方幸夫衆議院議員  
(立憲民主)



鈴木宗男参議院議員  
(維新)



岸本周平衆議院議員  
(国民民主)



小宮山泰子衆議院議員  
(国民民主)



宮澤由香参議院議員  
(立憲民主)



今井雅人衆議院議員



階猛衆議院議員



馬淵澄夫衆議院議員  
(元国土交通大臣)



細野豪志衆議院議員  
(元環境大臣)



川内博史衆議院議員の発声で乾杯した



環境省・松田尚之  
浄化槽推進室長



環境省・名倉良雄  
廃棄物適正処理推進課長



環境省・山本昌宏  
環境再生・資源循環局長

パネルディスカッション <下>

# 「人口減少」

## 人口減少社会における 浄化槽の役割を提案

10月15・16日に開催した第45回全国環境連大会では、「人口減少」をテーマにパネルディスカッションを行った。人口減少と下水道事業、その中で浄化槽の役割、適正処理と地区割り、環境省10・8部長通知について議論が交わされた。その後半を今号で詳報する（前半は広報環境連第559号に掲載）。

高山（前号から続く）今したが、パネルの皆さんから必要な政策、対策などについてお考えを伺います。

### 保育園確保と 真の働き方改革が課題

片山 私の個人的な体験から申し上げますが、私の娘が今年2月に出産して孫が生まれたのですけれども、それまでは明日死んでもおかしくないと言って、本当に元気がなかった妻の母親が突然しゃんとしまして、何回もひとり東京に出てくるようになりました。ひ孫の効果というのは本当にすごいものがあります。娘夫婦も子育てを一生懸命やっています。娘夫婦も少しゆとりがないといけません。

川内 基本的な考え方だと、思いますけれども、片山先生から今、待機児童が出ないように希望者は全員入れるようにしなければならぬ、あるいは働き方にも余裕を持たせなければならぬ、という提案がありました。私もその通りだといふふうに思っています。子どもというのは小さいころ、めちゃくちゃ抱きしめられた子どもが将来伸びると言われています。これは学説として定着している説です。勉強しろ、勉強しろと無理矢理勉強させられても将来伸びるとは限りません。親、あるいは親戚、町内のおばちゃんに限らず、きちんと抱きしめられた子どもは伸びる。要するに愛ということですね。しかしそこには親の愛だけでなく、親戚の愛、あるいは地域の愛、いろいろなものがあります。



片山善博教授

### 次世代に利益還元可能な 社会構築を

どういふことかというところ、成長戦略というのは、自分の会社の利益、あるいは業界の利益、それがひいては経済にプラスになると説明されていますけれども、結局それは自分のことと、子どもたちのこと、そういうことをみな考え出したときに真の成長につながっていくかと思えます。右肩上がりの世の中に戻れば、子どもを作ろうとする若者も増えていくのではないか、私は思っています。

馬淵 私自身も子どもが6人おります。10年間で6人なので、年子が続いており、私がいろいろお話をしていると、子ども6人は確かに大変かもしれませんが、子どもが放っておいても大きくなるということですね。子どもは長男長女の結婚でして、東京にお住まいの義父が要介護の状況に

### 大家族で見える 子どもたちの社会意識醸成

#### 子どもたちの社会意識醸成

馬淵 私自身も子どもが6人おります。10年間で6人なので、年子が続いており、私がいろいろお話をしていると、子ども6人は確かに大変かもしれませんが、子どもが放っておいても大きくなるということですね。子どもは長男長女の結婚でして、東京にお住まいの義父が要介護の状況に

馬淵 私自身も子どもが6人おります。10年間で6人なので、年子が続いており、私がいろいろお話をしていると、子ども6人は確かに大変かもしれませんが、子どもが放っておいても大きくなるということですね。子どもは長男長女の結婚でして、東京にお住まいの義父が要介護の状況に



川内博史議員

る子どもたちにより良い社会を渡していくというのは、私たち大人が利他の精神、お互いに愛を持って真剣に考えるようにすることが大事であると思います。おっさん同士で抱きしめ合うという意味ではなく、気持ちの問題としてお互いに尊重、あるいはリスベクトし合う、ラクビーのワールドカップでも見られたことですが、そういう精神、基本的な理念、哲学が必要です。自分のことも大事であるけれども、より社会のこと、あるいは自分の会社の従業員のこと、その家族のこと、子どもたちのこと、そういうことをみな考え出したときに真の成長につながっていくかと思えます。右肩上がりの世の中に戻れば、子どもを作ろうとする若者も増えていくのではないか、私は思っています。

馬淵 私自身も子どもが6人おります。10年間で6人なので、年子が続いており、私がいろいろお話をしていると、子ども6人は確かに大変かもしれませんが、子どもが放っておいても大きくなるということですね。子どもは長男長女の結婚でして、東京にお住まいの義父が要介護の状況に



馬淵澄夫議員

馬淵 私自身も子どもが6人おります。10年間で6人なので、年子が続いており、私がいろいろお話をしていると、子ども6人は確かに大変かもしれませんが、子どもが放っておいても大きくなるということですね。子どもは長男長女の結婚でして、東京にお住まいの義父が要介護の状況に

- 【パネリスト】**  
早稲田大学 教授 片山善博氏  
参議院議員（公明党） 秋野博史氏  
衆議院議員（立憲民主党） 川内博澄氏  
衆議院議員 馬淵澄夫氏  
全国環境連 会長 玉川福和氏

- 【コーディネーター】**  
循環資源委員長 関根信氏  
水処理委員長 高山浩一氏  
全国環境連 田中剛氏



司会を務めた全国環境連の田中氏（左）、高山氏（中）、関根氏（右）

そこに社会があり楽しい、居場所があるというところを感ずると、子どもを産み育てることに前向きになれるのではないかなと感じています。

### 男性の育休取得促進、価値観の発信を

馬淵 もろろんこれはあくまで自分の個人的な経験でしかないのですが、それを政策的に落とし込むことを考えたとき、育児をする中で核家族だと本当に大変です。しかも男性の場合、なかなか育児に協力的でないというか、父性というのは遅く出てくるものです。これは私も勉強する中で、大学の先生方から教えられたことですが、女性の場合は妊娠すると、9カ月間身をもって間に母性が形成されていきます。授乳によってホルモンも分泌されます。ところが男性の場合は、自分の子どもだという実感は、子どもが段々と育っていく過程の中で、1歳、2歳、よちよち歩きから言葉をしやべるくらいでようやく発現してきます。約1年半遅れるのだと伺いました。

とが頭に浮かんでしまいがちです。そこで私が提案するのは、男女時短ということです。つまり妻が妊娠出産するときに、夫も妻の育児に伴って時短を義務化できないかということです。時短であれば企業も人材を手放すことはありません。また労働者にとっても自分が継続的に必要とされ、仕事に完全に関与することもありません。もちろん他の社員からすると、あいつだけなんだと、今と同じようなことが起きるかもしれないんですが、皆で知恵を出し合えば

6人の子育てを育てているときには、当時は民主党政権下ではなかったですけども、子ども手当を主張すると、お前は自分のために言っているのだからと地元ではすいぶん言われまいた。実際に制度が創設されても、残念ながら子ども手当は大きく減らされたのでほとんど支給されませんでしたけれども、今申し上げたような施策を絡めつつ結婚や子育ては楽しいのだという価値観の部分で若者に発信していくことが必要ではないかと思っております。

### 教育支援と一億総活躍社会を推進

秋野 片山先生、川内先生、馬淵先生はご自身の体験に基づいた提案をなさり、私も3人の子どもを育てておりまして、本心からそのとおりに思います。



秋野公造議員

これを言うとき直ぐに聞かせるように受け取られるかもしれないんですが、2040年の人口予測において、すでに出生率が大幅に改善されたとしても子どもの数は減るとの統計が示されています。今1・43で、これが1・64まで改善されたとしても、そもそも出産する女性が減っておりますので、結局子どもは減るといえるのです。ですから出生率の改善と併せてやらなければならぬことは、子どもが育つという社会において

また高校教育は、これまで県立を優先するという考え方であったと思いますが、多様な子どもを育てていく観点では私立高校が第一選択であっても構わないわけですね。そうした意味で、経済的理由で私立高校を諦めることがないように、授業料の実質無償化というような施策も、子ども一人ひとりを立派に育て上げようとする方向性の一つとなっております。

動ける人間がより働いて下さいと、つまり効率、能力ばかり追求してきた我が国は、労働力の不足という形で大きく揺るがされております。例えば、今日から一人ひとりを大切に成長させていくため、先般ご理解をいただきまして、本来社会保険にしか使わなかった消費税を、教育負担を軽減するために、国外と比較して一番重くのし掛かっている幼児教育の無償化に使えるようにしました。

### 普及率100%でも膨れあがる建設改良費

高山 ありがとうございます。市町の例でも(前号参照)、人口減少がそのまま進行すると、財政が危ぶまれる事態に陥るといのは間違いない事実です。では例えば2065年、今年生まれた子どもが47歳

なるのではないかと、私は思っています。この効率的な汚水処理の問題も、地域で暮らしていくためには絶対に改善しなければならず、本日の議論は大変理にかなったことだと改めて感じている次第です。

この1万5793キロから、2017年の1万6094キロと、また若干増加しています。建設改良費、老朽化によって行われている修繕・更新・改良に要する費用ですが、一番コストがかかるのは管路の部分です。2008年から2017年、非常に長い管路を敷いておりますので、この修繕がやはり一番大きく、10年間で7943億8800万円を超えている金額がかけられています。これに処理場、ポンプ場の費用を足すと1兆6791億9631万円です。施設が存在する限り必要費用ですので、これからは四捨五入された統計に

なっております。この3年間では毎年約3300件というふうになされている点にご容赦下さい。いずれにしても10年間で4万件を超える陥没事故があったということになります。

下水道管路の老朽化は今後も進行しますので、来年以降もおおよそ同程度の事故が発生することが予想されます。すでに現段階で、私たちの子孫にこの重荷ののしかかっているというのを見ていただく表です。

高山 下水道管路、処理場が完成しても、下水道に要するコストは減ることがないというのを踏まえ、また先ほどの将来予想図の話

東京都区部 下水道管路延長距離及び老朽化による建設改良費  
東京都23区の下水道普及率は、1994年(平成6年) 100%になった

年度	管路延長距離	老朽化による建設費			合計
		処理場	管路	ポンプ場	
2008年 H 20	15,793km	457億7,264万円	688億2,560万円	259億0,587万円	1,405億0,411万円
2009年 H 21	15,830km	611億0,121万円	749億1,875万円	215億5,929万円	1,575億7,925万円
2010年 H 22	15,857km	493億4,071万円	687億2,988万円	200億4,043万円	1,381億1,102万円
2011年 H 23	15,897km	591億9,183万円	734億4,174万円	225億0,012万円	1,551億3,369万円
2012年 H 24	15,937km	697億6,683万円	767億7,231万円	269億5,597万円	1,734億9,511万円
2013年 H 25	15,975km	727億0,966万円	781億1,947万円	312億5,829万円	1,820億8,742万円
2014年 H 26	16,002km	673億3,479万円	805億1,074万円	331億2,794万円	1,809億7,347万円
2015年 H 27	16,029km	621億4,034万円	903億9,802万円	365億5,254万円	1,890億9,090万円
2016年 H 28	16,060km	554億4,313万円	937億6,341万円	306億5,562万円	1,798億6,216万円
2017年 H 29	16,094km	643億8,879万円	889億0,843万円	290億6,196万円	1,823億5,918万円
10年計	※301km	6,071億8,993万円	7,943億8,835万円	2,776億1,803万円	1兆6,791億9,631万円

※301km：新設管路距離

全国 管路延長距離及び下水道が起因する陥没事故

年度	公共下水道	特環下水道	特定公共下水道	流域下水道	計	陥没事故件数
2009年 H 21	379,396km	40,518km	452km	7,224km	427,590km	3,915件
2010年 H 22	385,361km	41,446km	385km	7,250km	434,442km	5,300件
2011年 H 23	390,642km	42,306km	387km	7,288km	440,623km	5,300件
2012年 H 24	396,711km	43,222km	390km	7,300km	447,623km	4,701件
2013年 H 25	402,766km	43,587km	390km	7,308km	454,051km	3,901件
2014年 H 26	407,890km	44,051km	387km	7,312km	459,640km	3,500件
2015年 H 27	411,684km	44,627km	387km	7,294km	463,992km	3,300件
2016年 H 28	416,352km	45,038km	387km	7,189km	468,966km	3,300件
2017年 H 29	419,986km	45,399km	387km	7,203km	472,975km	3,300件
2008年～2017年 10年計						40,602件

に返ります。  
人口減少と下水道使用料の減少、またこうした負債を抱えた地方自治体はどうすべきか、玉川会長からお考えを伺います。

### 処理場統廃合も 老朽化対策の解決ならず

玉川 下水道管路のカメラ調査は、多く行われていて、うて実は少ないそうです。大腸検査ではカメラが入れられませんが、このような形で下水道もカメラ調査が行われるわけです。

管路は埋め戻しをした時点でまず痛みます。なぜかという、完成した時点でミラー検査というものをやっています。反対側から光を当て、それが確認できたところで埋め戻しをします。埋め戻した後の検査ではない。つまり使用開始から、スタートから漏水が始まっているということも考えられます。

そして使用を開始して20年、30年経つと老朽化が進みます。どのような状況で老朽化するかというと、流量の多い管路というのは実はそこまで腐食しません。流量が減ったところで腐食が進みます。要は水が流れないところは、その部分に有機物がたまり、それが硫化水素を生んで腐食する。そしてその部分から漏水が始まります。

つまり初めの段階と、そして10年後、20年後の腐食、その両方で管路は痛んでいきます。

下水道の維持管理費を賄えず処理場の統廃合を行うという考え方もありますが、処理場というのは建設

を抱えた地方自治体はどうすべきか、玉川会長からお考えを伺います。

処理場なのですけれども、餅よりの粉が高いとはまさにこのことです。管路対策が十分なまま処理場の統廃合に引きずられますけれども、すでに更新時期も目前にきているものだから、財政へのダメージは大変なことになります。

少なくとも老朽化対策の考え方として、処理施設を統廃合しても根本的解決にはならないと、ここだけは申し上げたいと思います。

### 業界の根幹をなす 環境省10・8部長通知

高山 続いて10・8通知の解説をさせていただきます。

関根 お配りした大会資料の21～24ページにも、廃棄物処理法と10・8通知の資料を掲載しております。

では廃棄物処理法でございませぬ(資料3)。まず第6条には、市町村が一般廃棄物処理計画を定めなければならないことが書いてあります。続いて第6条の2、その定めた一般廃棄物処理計画に従って廃棄物を収集運搬し、処分しなければならない、第7条は一般廃棄物処理業の許可の要件が書かれており、許可をする際にこの要件を満たしていなければならないというところで、5項に許可申請の内容がその一般廃棄物処理計画に適合するものでなければならない、さらに第7条の11項目めは、この許可には一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定めることができる区域を定めなければならない、という要件が書か

#### 資料③ 廃棄物処理法

(一般廃棄物処理計画)  
第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」)を定めなければならない。

(市町村の処理等)  
第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分(中略)しなければならない。

(一般廃棄物処理業)  
第七条  
5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。  
一 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。  
二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。  
三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

11 第一項又は第六項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

(別添)  
平成26年1月28日 最高裁第三小法廷判決  
「一般廃棄物処理業許可取消等、損害賠償請求事件」判決理由抜粋

- ① 「一般廃棄物処理業は、市町村の住民の生活に必要な不可欠な公共性の高い事業であり、その遂行に支障が生じた場合には、市町村の区域の衛生や環境が悪化する事態を招来し、ひいては一定の範囲で市町村の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るものであって、その適正な運営が継続的かつ安定的に確保される必要がある上、一般廃棄物は人口等に応じておおよそその発生量が想定され、その業務量には一定の限界がある。廃棄物処理法が、業務量の見込みに応じた計画的な処理による適正な事業の遂行の確保についての統括的な責任を市町村に負わせているのは、このような事業の遂行に支障を生じさせないためである。」
- ② 「市町村長が一般廃棄物処理業の許可を与え得るのは、当該市町村による一般廃棄物の処理が困難である場合に限り、これは、一般廃棄物の処理が本来的には市町村がその責任において自ら実施すべき事業であるため、その処理能力の限界等のために市町村以外に行わせる必要がある場合に初めてその事業の許可を与え得るとされたものであると解されること、上記のとおり一定の区域内の一般廃棄物の発生量に応じた需給状況の下における適正な処理が求められること等からすれば、廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置づけられていないものといえる。」
- ③ 「市町村長から、一定の区域につき既に一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けている者がある場合に、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可又はその更新が、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響についての適切な考慮を欠くものであるならば、許可業者の濫立により需給の均衡が損なわれ、その経営が悪化して事業の適正な運営が害され、これにより当該区域の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るものといえる。」
- ④ 「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められるものというべきである。」
- ⑤ 「市町村長から一定の区域につき既に廃棄物処理法第7条に基づく一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可又はその更新を受けている者は、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可処分又は許可更新処分について、その取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有する。」

もともと今ご説明した廃棄物処理法にのっとって、各市町村で適正な行政を実施しなければならぬというところは、平成20年の環境省通知で各都道府県に周知をされていたところ。しかしその通知に反する形となっていた市町村に対して、業者が裁判を起し、市町村が新しく出した許可は取り消す要件に該当するのではないかというところ、市町村が敗訴したという判例が生じたことから、平成26年10月8日に、環境省から改めて部長通知として発出されたものです。

今申し上げた一番のポイントを資料にも示しております。廃棄物の処理につきましては、「市町村自らが

行つた場合はもとより、市町村以外の者に委託して行われる場合でも、引き続き市町村が有するものである。また、許可業者に行わせる場合であっても、市町村が包括的な責任を有するもの発生量に合わせた需給状況の下における適正な処理が求められること等からすれば、廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置づけられていないものといえる。こうしたことが最高裁判決で示されております。

重要な点は、②の最後4行です。「上記のとおり一定の区域内の一般廃棄物の発生量に合わせた需給状況の下における適正な処理が求められること等からすれば、廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置づけられていないものといえる。こうしたことが最高裁判決で示されております。」

### 地区割りは一廃処理計画遂行に不可欠

玉川 最高裁判決を引用しつつ、環境省が部長通知として発出したことは、多くの問題点が存在しているという意思表示でもありません。改めて引用しますが、

「一定の区域内の一般廃棄物の発生量に応じた需給状況の下における適正な処理が求められること等からすれば、「一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置づけられていないものといえる。」

れるべき性格の事業とは位置づけられていない」と現実はこのようになっていないということです。法律が目的とするところをきちんとして、この事件の一番、二番は原告敗訴となつて、それが最高裁で逆転した。改めて検討してみたいところ、環境省の弱点といえますか、このような通知を出しながら周知徹底するという方法が軟弱で、どうも法の趣旨と異なる実態があった。小浜市では市長の決裁、自由裁量権に基づいて業者を増やしたが、既存業者はそれは不当だと主張し、孤立無援の中で戦った。一番、二番で敗訴した時点で、本人は廃業したが、最高裁で逆転。ここで最高裁の裁判官が実態を知らずに判決を出したかといえ、そうではないだろう。

しかし部長通知まで出したが、その先が悪かった。

「一定の区域内の一般廃棄物の発生量に応じた需給状況の下における適正な処理が求められること等からすれば、「一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置づけられていないものといえる。」





政治というものがこの日本に存在するならば、これを政治の仕事だという意識を持って改善していただく必要がある。

私は、この判決文をたどると、我々は一定の区域を定められた業を行わなくてはならない。そして私たちがどうしなければならないか考える必要があると思う。今、同一市町村に複数の業者がいて、浄化槽の清掃率は50〜60%で推移している。なぜこれがまかり通るかということ、処理場の不足がある。地域を付さず許可を与えれば清掃率が下がる、すると現在の処理場でも賄える、こういう計算があるはずで、そこでなければ地区を割るはずで、効率割ることによって、効率よく仕事をしてお客様に少しでも安いサービスを提供しようとするので、けれども、浄化槽をクッション材代わりにして処理場不足を補うものから料金も定まらない。清掃率も悪い。これは我々の実入りが少ないといっているのでは

ありません。一般廃棄物処理計画を遂行できていない現実があると申し上げています。自治体の固有事務でありますから、この点を知らんぷりしたり、清掃率が偶然低いのだと断言してはいけません。計画を立てたのなら、それを100%実施する義務が業者にはありますし、自治体にもその責任があります。

ですからこれは、先ほどから説明した法の趣旨を踏

まえ、まず我々が100%実施していかなければなりません。処理場は投入制限を行い、ゲートを閉めてしまつてもいいです。でも他に持っているところがな

ま、まず我々が100%実施していかなければなりません。処理場は投入制限を行い、ゲートを閉めてしまつてもいいです。でも他に持っているところがな

「並ぶしかないでしょう」と。そして実際に並んだことがありません。処理場も仕方なく入れるようになりますが、処理能力をオーバーするものだから県の水質検査で指摘され、勧告書ももらうようになりまして、する

「並ぶしかないでしょう」と。そして実際に並んだことがありません。処理場も仕方なく入れるようになりますが、処理能力をオーバーするものだから県の水質検査で指摘され、勧告書ももらうようになりまして、する

### 行政と協働し適正処理、地域の持続性確保を

「並ぶしかないでしょう」と。そして実際に並んだことがありません。処理場も仕方なく入れるようになりますが、処理能力をオーバーするものだから県の水質検査で指摘され、勧告書ももらうようになりまして、する

「並ぶしかないでしょう」と。そして実際に並んだことがありません。処理場も仕方なく入れるようになりますが、処理能力をオーバーするものだから県の水質検査で指摘され、勧告書ももらうようになりまして、する

「並ぶしかないでしょう」と。そして実際に並んだことがありません。処理場も仕方なく入れるようになりますが、処理能力をオーバーするものだから県の水質検査で指摘され、勧告書ももらうようになりまして、する

「並ぶしかないでしょう」と。そして実際に並んだことがありません。処理場も仕方なく入れるようになりますが、処理能力をオーバーするものだから県の水質検査で指摘され、勧告書ももらうようになりまして、する

「並ぶしかないでしょう」と。そして実際に並んだことがありません。処理場も仕方なく入れるようになりますが、処理能力をオーバーするものだから県の水質検査で指摘され、勧告書ももらうようになりまして、する

「並ぶしかないでしょう」と。そして実際に並んだことがありません。処理場も仕方なく入れるようになりますが、処理能力をオーバーするものだから県の水質検査で指摘され、勧告書ももらうようになりまして、する

「並ぶしかないでしょう」と。そして実際に並んだことがありません。処理場も仕方なく入れるようになりますが、処理能力をオーバーするものだから県の水質検査で指摘され、勧告書ももらうようになりまして、する

「並ぶしかないでしょう」と。そして実際に並んだことがありません。処理場も仕方なく入れるようになりますが、処理能力をオーバーするものだから県の水質検査で指摘され、勧告書ももらうようになりまして、する

「並ぶしかないでしょう」と。そして実際に並んだことがありません。処理場も仕方なく入れるようになりますが、処理能力をオーバーするものだから県の水質検査で指摘され、勧告書ももらうようになりまして、する

「並ぶしかないでしょう」と。そして実際に並んだことがありません。処理場も仕方なく入れるようになりますが、処理能力をオーバーするものだから県の水質検査で指摘され、勧告書ももらうようになりまして、する

「並ぶしかないでしょう」と。そして実際に並んだことがありません。処理場も仕方なく入れるようになりますが、処理能力をオーバーするものだから県の水質検査で指摘され、勧告書ももらうようになりまして、する

「並ぶしかないでしょう」と。そして実際に並んだことがありません。処理場も仕方なく入れるようになりますが、処理能力をオーバーするものだから県の水質検査で指摘され、勧告書ももらうようになりまして、する

「並ぶしかないでしょう」と。そして実際に並んだことがありません。処理場も仕方なく入れるようになりますが、処理能力をオーバーするものだから県の水質検査で指摘され、勧告書ももらうようになりまして、する

「並ぶしかないでしょう」と。そして実際に並んだことがありません。処理場も仕方なく入れるようになりますが、処理能力をオーバーするものだから県の水質検査で指摘され、勧告書ももらうようになりまして、する

「並ぶしかないでしょう」と。そして実際に並んだことがありません。処理場も仕方なく入れるようになりますが、処理能力をオーバーするものだから県の水質検査で指摘され、勧告書ももらうようになりまして、する

「並ぶしかないでしょう」と。そして実際に並んだことがありません。処理場も仕方なく入れるようになりますが、処理能力をオーバーするものだから県の水質検査で指摘され、勧告書ももらうようになりまして、する

「並ぶしかないでしょう」と。そして実際に並んだことがありません。処理場も仕方なく入れるようになりますが、処理能力をオーバーするものだから県の水質検査で指摘され、勧告書ももらうようになりまして、する

「並ぶしかないでしょう」と。そして実際に並んだことがありません。処理場も仕方なく入れるようになりますが、処理能力をオーバーするものだから県の水質検査で指摘され、勧告書ももらうようになりまして、する

「並ぶしかないでしょう」と。そして実際に並んだことがありません。処理場も仕方なく入れるようになりますが、処理能力をオーバーするものだから県の水質検査で指摘され、勧告書ももらうようになりまして、する

「並ぶしかないでしょう」と。そして実際に並んだことがありません。処理場も仕方なく入れるようになりますが、処理能力をオーバーするものだから県の水質検査で指摘され、勧告書ももらうようになりまして、する

「並ぶしかないでしょう」と。そして実際に並んだことがありません。処理場も仕方なく入れるようになりますが、処理能力をオーバーするものだから県の水質検査で指摘され、勧告書ももらうようになりまして、する

「並ぶしかないでしょう」と。そして実際に並んだことがありません。処理場も仕方なく入れるようになりますが、処理能力をオーバーするものだから県の水質検査で指摘され、勧告書ももらうようになりまして、する

「並ぶしかないでしょう」と。そして実際に並んだことがありません。処理場も仕方なく入れるようになりますが、処理能力をオーバーするものだから県の水質検査で指摘され、勧告書ももらうようになりまして、する

「並ぶしかないでしょう」と。そして実際に並んだことがありません。処理場も仕方なく入れるようになりますが、処理能力をオーバーするものだから県の水質検査で指摘され、勧告書ももらうようになりまして、する

### 人口減少下、地域環境保全の使命に尽力

「並ぶしかないでしょう」と。そして実際に並んだことがありません。処理場も仕方なく入れるようになりますが、処理能力をオーバーするものだから県の水質検査で指摘され、勧告書ももらうようになりまして、する

「並ぶしかないでしょう」と。そして実際に並んだことがありません。処理場も仕方なく入れるようになりますが、処理能力をオーバーするものだから県の水質検査で指摘され、勧告書ももらうようになりまして、する

「並ぶしかないでしょう」と。そして実際に並んだことがありません。処理場も仕方なく入れるようになりますが、処理能力をオーバーするものだから県の水質検査で指摘され、勧告書ももらうようになりまして、する

「並ぶしかないでしょう」と。そして実際に並んだことがありません。処理場も仕方なく入れるようになりますが、処理能力をオーバーするものだから県の水質検査で指摘され、勧告書ももらうようになりまして、する

「並ぶしかないでしょう」と。そして実際に並んだことがありません。処理場も仕方なく入れるようになりますが、処理能力をオーバーするものだから県の水質検査で指摘され、勧告書ももらうようになりまして、する

「並ぶしかないでしょう」と。そして実際に並んだことがありません。処理場も仕方なく入れるようになりますが、処理能力をオーバーするものだから県の水質検査で指摘され、勧告書ももらうようになりまして、する



ディスカッションを総括する 玉川会長



# 逆洗式浄化槽には、これ1台。 18通りの作動プログラムインストール済!



自動逆洗式ブロウ  
LAG-80E

☆お問い合わせは、お取り扱い販売店様へおたすねください。

- 逆洗・ばっ気の切り替えが可能  
右ばっ気、左ばっ気が1台で対応可能。
- 手動逆洗6・12・168(7日間)時間  
長時間設定可能。(通常10分)



簡単プログラム設定

- 長寿命
- 突然停止しない
- らくらくメンテナンス

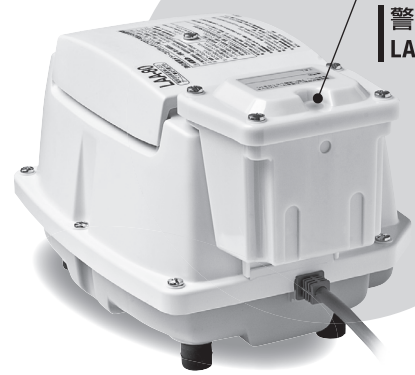
修理研修受付中/デモ機依頼お気軽に!

技術で、人を想う。

**日東工器株式会社**

メド一事業部 リニア販売部  
〒146-8555 東京都大田区仲池上 2-9-4

警報器が、  
光とブザーで異常を知らせます。



警報器付ブロウ  
LAA-80

リニア駆動フリーピストン方式

●メドーブロー●

ブロウ検索



www.nitto-kohki.co.jp

MLSS / 界面計	MLSS計	溶存酸素計 DO計	pH / ORP計	pH計	塩素イオン計
<b>SS-10Z</b> ¥250,000	<b>SS-10F</b> ¥220,000	<b>DO-10Z</b> ¥125,000	<b>KP-10Z</b> ¥95,000	<b>KP-10F</b> ¥90,000	<b>CL-10Z</b> ¥170,000
 沈殿槽の汚泥界面/MLSS測定	 活性汚泥濃度測定	<b>NEW DOセンサー</b> <b>OXNIT : OX-V2</b> 	pH / ORP / 水温計 	pH / 水温計 計量法 型式承認 計器本体 第SS142号 電極 第S142号 	測定レンジ自動切替機能付 
測定範囲 MLSS: 0~20000mg/L(表示は30000mg/Lまで) 水深 0.00~5.00m	測定範囲 無し	測定範囲 DO: 0.00 ~ 30.00mg/L 水温: 0.0 ~ 50.0°C	測定範囲 0.00~14.00pH 0~±1900mVpH電極起電力 0~±1900mV(ORP) 無し 0.0~50.0°C	測定範囲 0.0~14.00pH 0~±1900mVpH電極起電力 0~±1900mV(ORP) 無し 0.0~50.0°C	鉛フリー対応でIP67相当の防水構造 測定方式 固体膜塩素イオン電極法 測定範囲 0.1 ~ 2000mg/L

**KRK 笠原理化工業株式会社**

本社・工場移転のお知らせ  
このたび、弊社は本社・工場を移転致しました。  
電話番号・FAX番号も変更となりました。

本社：〒340-0203 埼玉県久喜市桜田2丁目133番8  
TEL 0480-38-9151(代) FAX 0480-38-9157  
URL http://www.krkjpn.co.jp

測定値のバラツキが少ない、電子式透視度センサー	比色試験器	ピストン式採水器
プローブ型透視度センサー：TP-10Z	アクアテスター、DPD試薬	ミズテッポ1号/2号
	1Z / 2Z シリーズ (9段階測定) 7Z シリーズ (10段階測定) 	 1回で500m採水OK! 深い所 狭い所 浅い場所の採水OK!
一体型透視度センサー：TP-30 	DPD残留塩素測定試薬 比色法、ニーズに対応、粉末分包試薬、液体試薬をラインナップ 	テーパー付採水ノズル
従来 透視度測定は従来JIS法に基づく 目視測定式透視度計が用いられています。 問題・対策 目視式は測定環境の影響が大きい。 電子式透視度センサーは安定した測定を実現。	DPD-GI-10 DPD-WA-50 DPD-F-1 DPD-TL-1 DPD液体試薬 遊離残留塩素試薬 全残留塩素試薬	

**KRK 笠原理化工業株式会社**

本社・工場移転のお知らせ  
このたび、弊社は本社・工場を移転致しました。  
電話番号・FAX番号も変更となりました。

本社：〒340-0203 埼玉県久喜市桜田2丁目133番8  
TEL 0480-38-9151(代) FAX 0480-38-9157  
URL http://www.krkjpn.co.jp

# TOHO ついに完成 魔法の潤滑油 衛生車の臭気問題を解決

衛生車の臭気 $O$ 化  
作業環境の劇的な改善



脱臭剤不要

## デオマジック VC1 オイル

衛生車の消臭対策に抜群の効果を発揮する真空ポンプ用潤滑油です。今お使いの潤滑油と交換するだけで、脱臭ツールを使わなくても、永年の悩みであった不快臭が芳香に変わります。作業ストレス軽減や雇用の確保、また、作業中を気付かせない周辺配慮にも効果抜群です。

### お問い合わせ先

東邦車輛株式会社 部品営業課  
〒236-0043 神奈川県横浜市金沢区大川3番1号  
TEL:045-784-1195 FAX:045-784-1196  
Email:deomagic.vc1@shinmaywa.co.jp



DEOMAGIC™ VC1 Oil  
デオマジック VC1 オイル



東邦車輛株式会社 特装自動車の製造販売

本社/東京事務所 TEL:045-575-9901	中部支店 TEL:052-218-5123
北海道支店 TEL:011-633-7101	中部支店 金沢出張所 TEL:076-223-1191
東北支店 TEL:022-782-5040	近畿支店 TEL:0798-52-2100
仙台部品営業所 TEL:022-782-5065	東邦車輛サービス(株) TEL:072-433-2401
北関東支店 TEL:0276-89-1551	中国営業所(広島) TEL:082-890-2882
信越営業所(新潟) TEL:025-283-6571	四国営業所 TEL:089-965-4580
関東支店 TEL:03-3843-3351	九州支店 TEL:092-441-1951
茨城営業所 TEL:0298-22-5569	南九州営業所 TEL:099-252-2070
神奈川営業所 TEL:045-580-1511	福岡部品営業所 TEL:092-441-0634

## こだわりの製品を 追い続ける会社



フレス式塵芥車  
フレスマスター



電動回転式塵芥車  
E-SEV



EP-2  
(パキュームカー)



強力吸引車  
パワフルマスター



浄化槽水リサイクル車  
ウォーターマスター



高圧洗浄車  
ハイプレクリーナー

株式会社モリタエコノス  
■全国販売網及びサービス網

本社工場 〒669-1339 兵庫県三田市テクノパーク28番地 Tel.079(568)2006

仙台支店 Tel.(022)237-4171(代)	神奈川支店 Tel.(045)505-0031(代)	四国支店 Tel.(087)841-3330(代)	代理店
埼玉支店 Tel.(048)777-1891(代)	静岡営業所 Tel.(054)281-2388(代)	福岡支店 Tel.(092)591-1201(代)	北海道モリタ Tel.(011)721-4114(代)
千葉支店 Tel.(043)243-2737(代)	名古屋支店 Tel.(052)882-4571(代)	鹿児島営業所 Tel.(099)282-8352(代)	北海道特殊自販機 Tel.(011)784-4222(代)
東京支店 Tel.(03)5569-1740(代)	関西支店 Tel.(072)947-2121(代)		沖縄モリタ特殊サービス Tel.(0988)77-6677(代)
西東京営業所 Tel.(042)568-2971(代)	京都営業所 Tel.(075)631-3391(代)		
新潟営業所 Tel.(025)265-0276(代)	広島支店 Tel.(082)893-2231(代)		

金沢から  
全国、海外に...

誠意と信頼の  
ネットワーク



水処理関連機器の総合商社

即答即配システムが当社のモットーです。

株式会社 日環商事  
Nikkan

本社 〒920-0333 石川県金沢市無量寺5丁目75番地  
TEL:076-268-1771(代) FAX:076-267-5348  
FAX専用 フリーダイヤル 0120-617-718  
E-mail:info@nikkan-shoji.co.jp  
http://www.nikkan-shoji.co.jp

四国営業所 〒769-0103 香川県高松市国分寺町福家甲196番地1-101  
TEL:087-813-7621 FAX:087-813-7011  
九州営業所 〒812-0861 福岡県福岡市博多区浦田1丁目5番21号-7  
TEL:092-558-4828 FAX:092-558-4827

■取扱商品

エアープンプブロー	ガス検知器・送排風機	電動工具・制御機器・記録紙
水中ポンプ・陸上ポンプ	配水管清掃機器・薬剤	浄化槽関連部品・FRP補修剤
給水ポンプ・薬注ポンプ	各種産業用ベルト・ホース	マンホール・その他
水質検査器・理化学機器	浄化槽用消毒薬・維持管理剤	